

社会福祉法人とやま虹の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とやま虹の会(以下「当法人」という。)定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

尚、常勤役員である、理事長及び専務理事(業務執行理事)については「専任役員」とし、別に「専任役員報酬規程」として定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、役員報酬は支給しないものとする。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(費用弁償)

第3条 非常役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を弁償する。

- (1) 費用弁償は、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき支払う。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(費用弁償の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する費用弁償は、一括又は分割し支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程と専任役員報酬規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程と専任役員報酬規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年4月1日より施行する。

2018年7月1日改定

2022年7月1日改定

別表 1 （非常勤役員等の費用弁償）

(1) 評議員

	1 回につき
評議員会への出席等	5, 0 0 0 円

(2) 理事

	1 回につき
理事会への出席、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

(3) 監事

	1 回につき
監事監査、理事会、評議員会等への出席、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円